

氏名 (生年月日)	飯嶋佑美 (1988年10月10日)
学位の種類	博士 (政治学)
学位記番号	法博甲第143号
学位授与の日付	2022年3月16日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	中国の気候変動外交 —国際関係におけるアイデンティティと国益追求の変遷—
論文審査委員	主査 星野 智 副査 牛嶋 仁・李 廷江・都留 康子

内容の要旨及び審査の結果

1. 論文の構成

第1章 序論

- 第1節 本論文の問題意識と構成
- 第2節 中国と気候変動対応
- 第3節 国内のアクターと組織

第2章 中国気候変動外交に関する先行研究の分析視点

- 第1節 環境外交の分析
- 第2節 中国気候変動外交の段階
- 第3節 中国気候変動外交の影響要素
- 第4節 先行研究の現状

第3章 気候変動外交の始動

- 第1節 環境外交の始動と国内制度の整備
- 第2節 初期の気候変動外交 (1980年代末から2005年)

第4章 コペンハーゲン会議の教訓

- 第1節 コペンハーゲン会議までの中国の歩み
- 第2節 コペンハーゲン会議：西側の視点と中国の視点
- 第3節 中国のジレンマ

第5章 パリ会議に向けての自己変革

- 第1節 2010～2012年の気候変動交渉
- 第2節 習近平政権下の気候変動交渉 (2013～2015年)
- 第3節 コペンハーゲンからパリに向けての自己変革

第6章 パリ会議後の気候リーダーシップの模索

第1節 パリ会議後の気候変動対応

第2節 中国の気候リーダーシップ

第3節 グリーン一带一路の展開

第7章 結論

第1節 総括

第2節 中国の気候変動対応の展望：2つの炭素目標

2. 本学位論文の内容

本学位請求論文の内容は、全体として7章構成となっており、最初に「略語・用語の説明」、最後に参考文献として、日本語文献、英語文献、中国語文献が掲げられている。

本論文では、1980年代末以降の国際的な気候変動交渉における中国の外交的立場と、中国の気候変動外交のプロセスを整理し、歴史的な経緯を明らかにすることが第1の課題とされ、国際的な気候変動外交のなかで中国の交渉立場がどのように変化していったか、あるいは維持されたかを明らかにし、こうした変遷がどのような原因で発生したかについて究明することが第2の課題とされ、そして最終的に中国の国際関係におけるアイデンティティや自己認識およびそれに基づく国益追求という視点から中国の気候変動外交の変遷について分析されている。

第1章では、本論文の問題認識と課題を明らかにし、中国の気候変動外交を理解する上で重要と考えられる前提条件として、中国の国際関係における特殊な位置や国内の状況の把握を行なっている。中国の環境外交の始動は、1972年の国際連合人間環境会議（ストックホルム会議）への代表団の派遣に遡り、その当時中国国内では環境問題は政治体制に起因するとされ、環境問題は資本主義諸国の問題であり中国には存在しないものと考えられていた。ストックホルム会議に参加したことを契機に、中国国内でも環境問題への対応が始まったが、環境行政機関や制度、環境基準等が整備されても環境政策が完全に実施されることはなく、1979年に成立した33条からなる「環境保護法（試行）」は1989年まで試行状態であった。1970年代後半から始まった改革開放政策により経済発展が急速に進む一方、中国は「世界の工場」として主要な汚染物質排出国となり、その結果、生態系が劣化し産業公害や都市生活公害も深刻化した。

現在中国は、世界第2位の経済大国、世界第1位の温室効果ガス排出国、世界第1位の一次エネルギー消費国となっており、2018年の一人当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量は7.4tに達し、世界やEUの平均、またイギリスやフランスなど一部の先進国を超える水準となっている。世界銀行の基準では上位中所得国に該当する発展途上国であるとはいえ、中国はもはや単なる発展途上国とは言えないほどの国際的な地位を築いている。そして気候変動問題への対応は、中国が発展途上国としてのアイデンティティに固執しながらも、国際社会におけるリーダーシップの発揮に最も自信を付けている領域の1つとなっている。

その際、環境問題あるいは気候変動への対処における政治体制の違い、すなわち「環境権威主義」

と「環境民主主義」の違いによる環境保護のパフォーマンスへの影響という問題が取り上げられている。環境政治学の領域では、一般に、民主主義体制の政府の方が権威主義体制の政府よりも環境保護の面で優れているということが主流であるが、他方において、民主主義体制の環境ガバナンスにおける優位性を前提とした「環境民主主義」の議論を批判する形で、権威主義的な体制の方が環境問題への対応に適していると考える「環境権威主義」が登場し、中国や東南アジアでの環境対策に関心が向けられた。その主張とは、権威主義的な体制では、政治システムが高度に中央集権化され、政治的エリートや科学者などの少数の専門家が政策を決定し、企業の関与と市民の参加、個人の自由や言論を制限することで環境政策を強制的に実施できるなどの利点があり、環境対応のパフォーマンスが高いというものである。しかし他方において、そのマイナスの側面として、「環境権威主義」の特徴である政策の実施過程で個人の権利や自由が軽視され、こうした強行的な手段による環境政策の実施が、環境保護以外の領域にまで波及して市民の権利を剥奪していること、あるいは政治権力の集中化の強化に利用されていることも指摘されている。

第1章「序論」では、気候変動外交にかかわるアクターとして、中国の官僚機構、締約国や会議への参加メンバー、そして一般市民について触れている。中国政治の前提として、重要な意思決定は中国共産党中央政治局常務委員会のメンバー（現在7名）の協議で行われる。つまり、狭義の意味での中国の外交政策の決定はこうした少数のリーダーらによって行われ、共産党組織の中では中央政治局（常務委員会）と中央書記処が中心的役割を果たしている。しかし、環境問題の専門性が高まる中、日常的に煩雑な政策決定が必要になっており、国務院の下にある専門の官僚機構が政策決定において大きな権限を有するようになってきている。国連の気候変動会議に派遣され実際に交渉を担う中国代表団のメンバーは、通常、行政部門の官僚と専門家の複合体であり、その他に社会公益団体（「事業単位」など）や現地の大使館職員、メディア関係者などが参加者として含まれる場合もある。そして一般市民の参加は基本的に排除されているが、環境政策や外交の観察者あるいは監督者として、政府や汚染企業にプレッシャーをかける存在となっている。

第2章「中国気候変動外交に関する先行研究の分析視点」では、中国の気候変動外交に関する分析視点および先行研究の視点についての理論的な整理が行なわれている。そこでの基本的な認識は、「環境外交政策は国際と国内の要素の相互作用により形成されるだけでなく、ローカルとグローバルの相互作用やリージョナルとグローバルの相互作用などの多様なレベルにおける相互作用の影響を受けると考えられる。そのため環境外交政策の決定過程は非常に複雑であり、その過程には多様なアクターが関わっている」という点にあり、このことから、「複雑な環境外交政策を分析するためには、様々な観点と手法によるアプローチが検討可能である」として、J. パークダルとP. G. ハリスの2002年の論文「環境変化と外交政策——理論の調査」（“Environmental Change and Foreign Policy: A Survey of Theory”）を援用しながら外交政策への広範な理論やアプローチを検討し、環境外交政策へのアプローチをシステム論、社会理論、国家中心的アプローチに類型化した。

次に、中国の気候変動外交に関する先行研究を整理しているが、「その多くが気候変動外交の変遷を説明するものであり、理論的なアプローチを採用している研究は多くない」としている。しか

し、中国の環境外交に関する理論的な分析を含む先行研究を整理すると、その多くが利益という変数に着目しており、国家を合理的な単一のアクターと捉えて国益モデルを使用するか、国内の官僚機構の利益をめぐる争いに注目して官僚政治モデルを使用するものが主流であるとしている。そのうえで、先行研究を3つの類型に分けている。第1に、国家は合理的な行為主体であり、国家が自国の利益の最大化を追求するため、中国の国益がその気候変動政策（外交）に影響を与えると考える研究、第2に、政策は国内の官僚らによる競争と妥協の産物であるとの観点から、中国の官僚政治が気候変動政策（外交）に影響を与えていると考える研究、そして第3に、主に知識や情報、理念などのコンストラクティビズムの要素に注目するもので、こうした要素が政策決定者の見解や観念を変化させ、結果的に気候変動政策の変化に繋がると考える研究である。

しかし、「中国の政策決定過程は不透明な部分が多く、情報公開も制限されていることなどの要因もあり、気候変動政策の形成過程はブラックボックス状態が続いている」という認識に立ちつつ、「中国の気候変動外交を複数の視点から補完的に検討する必要性が確認された」とし、本論文では、「中国の利益や、国際政治と国内政治の検討を組み合わせ、新たに登場してきたアクターと既存のアクターとの関係にも着目しながら中国の気候変動外交のプロセスとその影響要素について解明していきたい」としている。

第3章から第6章までは、中国の気候変動外交のプロセスについて説明及び分析を行う部分であり、4つの時期に分けて、俯瞰的に中国の気候変動外交の歴史を検討している。

第3章「気候変動外交の始動」では、中国の気候変動交渉の基本的な交渉立場が確立する中国環境外交の創成期を振り返り、その後は1980年代後半からの国際社会における枠組条約締結に向けた準備交渉が始動し、1997年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、京都会議）で成立した「京都議定書」が発効する2005年までを対象として、中国の初期における気候変動外交を整理している。

気候変動枠組条約締結後、気候変動交渉の議論が科学から政治へと移るにつれて中国は気候変動対応に関与することに慎重な態度を見せるようになり、中国国内における気候変動対応の主導機関や権限も、気候変動対応に積極的な中国気象局や国家環境保護局、国家科学技術委員会といった行政部門から、より消極的な国家計画委員会や外交部へと移っていき、経済成長と主権侵害への懸念が国内の議論を支配していったとされる。この時期、中国は、少数の先進工業国によって大部分の温室効果ガスが排出されてきたとし、歴史的にも現実的にも気候変動の責任は先進国にあるため先進国が率先して問題に対処すべきであると考えていた。

しかし、京都議定書が発効した2005年以降、中国は、気候変動の影響を受けやすい発展途上国として気候変動問題を高度に重視しているとし、中国の行っている取り組みとして以下の7点を紹介し、今後の気候変動問題への対処に関する中国の主張としてさらに5点を挙げた。気候変動問題への中国の対応として、第1に、条約の指導的役割を堅持し、気候変動枠組条約により確立された基本原則、特に「共通だが差異ある責任」の原則を交渉の指導的基礎とすること、第2に、持続可能な開発の枠組みの下で行動を取ること、第3に、気候変動の適応と緩和のバランスを正しく把握すること、第4に、技術開発と技術移転の重要性を戦略的な観点から理解する必要があること、そし

て第5に、中国の行動が未だ人々の期待に応えていないとして、今後の具体的な行動に焦点を当てること、これら5点を気候変動政策の中心に据えた。

第4章「コペンハーゲン会議の教訓」では、中国国内における環境対策が本格的に重視される2006年から2009年のコペンハーゲン会議（COP15）開催までを対象としている。対象期間が短くなっているのは、本論文がコペンハーゲン会議は中国の気候変動外交の転換点となったと考えているため、コペンハーゲン会議について詳述する章としたからだと説明されている。2006年は温室効果ガス排出に関して中国がアメリカを抜いて第1位になった年であり、この頃から中国の環境保護対策を重視する姿勢は強化され、気候変動問題への対応についても強化された。2006年12月に、中国版IPCC評価報告書といえる「気候変動国家評価報告」が、中国科学技術部、気象局、中国科学院から発表され、気候変動が中国に与える影響やその対応などが示された。

他方、環境外交においては、2009年のコペンハーゲン会議に100名を超える代表団を組織し、会議終盤からは温家宝首相がハイレベル会合に参加した。本会議に先駆けて、中国は国内における削減目標を提示し、積極的な態度を表明したことを武器に、終始強気な態度で交渉に臨んだ。コペンハーゲン会議では、途上国を含めて削減行動を提出することや途上国のMRV（測定・報告・検証）に関する規定がなされ、途上国への資金提供に関する進展があった。中国は、国内における気候変動対応を強化し、自国における排出削減目標を宣言するなど、これまでとは異なる態度で交渉に臨んだ。中国は、このような自身の変化を積極的に評価し、世界に向けて「率先垂範」の姿勢を見せ、コペンハーゲン会議を通して自身の国際的なイメージの改善が図られることにも期待していた。

しかし、気候変動交渉において中国はしばしば非難の対象となり、否定的なイメージを持たれることが多かったが、コペンハーゲン会議と西側メディアの報道により、中国の強硬な交渉の妨害者としてのイメージが一層高まってしまった。コペンハーゲン会議において法的拘束力を持つ合意が締結されなかった責任を中国に負わせようとする国際的な議論に対し、中国側が本格的に反論したのは会議が終了してから数日経った後であった。コペンハーゲン会議では、国際社会、特に欧米メディアからの非難に対して中国は有効に対応できず、対外発信の面でも消極的であったことにより、中国の国際イメージは大きく損傷した。その点から、中国にとってコペンハーゲン会議は、パブリック・ディプロマシー（公共外交）や国際的な世論形成の不十分さを痛感させられた出来事になったという評価がなされている。

第5章「パリ会議に向けての自己変革」では、2010年から2015年に開催されたパリ会議（COP21）までを対象とし、中国がコペンハーゲン会議での教訓を活かし、パリ会議までに自己変革を行なっていく様子について説明している。2010年のカンクン合意では、コペンハーゲン合意に基づき提出された各国の排出削減目標等を国連の文書としてまとめること、途上国が任意に提出した削減（緩和）行動のリストについても留意されたことや途上国のMRVや国際的な協議及び分析（IC）についても具体的に規定されたことは、途上国を含むすべての参加国が参加する次期枠組みの形成に向けて一歩前進したことを意味したが、中国にとっては先進国グループの望むレジームのあり方の形成を阻止できず、妥協を図られたことを意味した。そして、気温上昇を2℃以内に抑えるために、2050

年までの世界規模の大幅な排出削減及び早期ピークアウトを共有のビジョンとすることが合意された。

2013年に成立した習近平政権では、気候変動領域においては国連プロセスを重視し、責任のある大国として平和かつ模範的な中国像を示す努力が行われた。外交方針に関しては、胡錦濤政権では「韜光養晦」方針の修正が行われたと言及したが、習近平政権ではさらに積極的な態度変容を見せ、「韜光養晦」への言及を止め、「奮発有為」（奮起して事をなす）という「攻め」の外交方針を採用したとされる。また中国国内においては、国民の環境問題への意識の高まりとともに、気候変動対応および気候変動交渉への関心が促され、気候変動問題の政治的重要性は一層高まっていくことになった。

2015年のCOP21においてパリ協定を締結することに成功した要因として、アメリカと中国の協力や、中国がかつてよりも問題の打開と合意の締結に積極的な役割を果たした点が挙げられるとされている。その理由として、パリ会議での中国の態度についてコペンハーゲン会議と比較して「打って変わって前向き」であった背景に大気汚染問題への国民の不満があったとした。また中国代表団の見解として、パリ会議の交渉が暗礁に乗り上げたとき、中国が率先して米中共同声明に基づき、中仏共同声明を考慮した米中共同テキストをアメリカの交渉団と作成し共同で提出したことで締約国間の意見対立が緩和され交渉を成功に導いたとする見解が紹介されている。さらに中国の気候変動外交への積極的な姿勢は、パリ会議で習近平主席が自ら参加してスピーチを行ったことにもみられるとされる。

コペンハーゲン会議からパリ会議にかけての中国の自己変革に関しては、公共外交あるいは広報外交の強化、非国家アクターの関与の促進、先進国との対立から協力へ、という観点から分析されている。先進国との協力で最も注目されるのは、アメリカとの協力関係である。中国はこれまでアメリカが積極的な削減行動を行わず、法的拘束力のある枠組みに拘束されないことに批判的であり、アメリカの枠組みへの参加なしに中国が国際的な削減義務を負うことを拒否していたが、アメリカも同様に中国の枠組みへの参加を必須条件と見なしていた。しかし、オバマ政権が気候変動問題において中国との協力を意欲的であったことや、気候変動問題に関して対話を繰り返すことにより共通認識が次第に形成されていったこと、コペンハーゲン会議のように合意締結失敗の責任を負わされたくない両国が次第に協調姿勢を見せていったことから、米中の強力関係が合意成立に大きく貢献したとされる。

第6章「パリ会議後の気候リーダーシップの模索」では、2016年から2021年現在までを対象とし、パリ協定採択後の中国の歩みと最近の動向について気候リーダーシップと関連させて論述されている。2017年の中国共産党第19回全国代表大会では、中国共産党として環境問題への対応を強化していく意向がより鮮明に打ち出され、生態文明の建設についての取組が報告された。著者によれば、本報告の中では気候変動対策に関しても言及がなされたが、中国の自己認識あるいは国際社会における位置付けあるいはアイデンティティを理解する上で重要な発言となっている。その発言とは、生態文明建設の成果の一部として、中国が「気候変動対策の国際協力をリードし、地球規模

の生態文明建設の重要な参与者・貢献者・先導者となった」と説明されたことである。この一文により、グローバルな気候変動ガバナンスにおいて中国が自らを「参与者・貢献者・先導者」として評価・認識していることが明らかになった。気候変動ガバナンスの中で、中国が自らの参加者としてのアイデンティティに加えて、貢献者及び取り組みをリードする存在としての側面を強調するようになった背景には、パリ協定の形成や採択、発効過程での貢献に自信を付けたことがある。また、かつては気候変動分野においてリーダーとしての役割を果たしていくことに対し慎重な態度を見せていた中国であったが、現在は自己認識として自らを「先導者」（中国語：引領者、公式英語訳：torchbearer）と捉え、リーダーではないもののリーダーシップの発揮に取り組んできたという自負を持ち、それを公言するようになったという点で変化が窺える文言であるとされる。

しかし、中国が気候変動分野において世界のリーダーになる能力があるのか否かに関しては議論があるところである。リーダーを担うことができると主張する意見によれば、中国は低炭素開発を目指す国内政策により、エネルギー関連のCO₂排出量や石炭消費量の減少にも一部期間成功し、太陽光システムの導入量ではトップに立ち、EUよりも大きな排出権取引市場を形成していることが理由に挙げられる。特に、太陽光発電や風力発電といったクリーンエネルギー産業では世界をリードしており、こうした国内における関連の取り組みは中国がピークアウトやカーボンニュートラル宣言を行うことの基礎にある。

一方で、中国は短期的にリーダーを担えない、または担う意欲がないと考える意見では国内での政策の実施状況に関しての指摘が多い。中国では、エネルギーミックスが進む一方で未だに石炭に大きく依存したエネルギー構造を持ち、気候変動政策を実施する上での最大のネックとなっている。エネルギーと産業の構造転換は、大規模な失業を伴うことから社会不安をもたらす原因となるため急激な変革を行っていく。また、石炭業界や経済至上主義思想を持つステークホルダーからの圧力は野心的な強化された削減行動の提示を困難にしている。

著者は、この点に関して、海外での石炭火力発電所の建設中止の詳細や実行可能性については現時点で不明であるが、国際社会からの圧力と糾弾が集中していた海外での石炭火力発電所建設の行動の問題点が「解消」され、今後中国が国内において2つの炭素目標に向けて着実な気候変動対策を行うことができれば、気候変動領域においてリーダーとしての資格を備えることになるだろうとしている。

第7章「結論」は、本論文の総括部分となり、第3章から第6章までの気候変動外交の変遷についての議論を要約し、中国が「遅参者」（laggard）から「先導者」（torchbearer）へと変貌する背景にコペンハーゲンの失敗を契機とした中国の自己変革があったことなどの主要な研究成果を示し、最後に、今後の中国の気候変動対応の展望についての見解を提示している。

パリ会議以降の中国は、引き続きソフトパワーを高め、気候変動交渉やその他の国際協力における発言力を高めることに尽力している。世界で市民社会や地方都市、企業などの気候変動対応への参加が注目される中で、中国においても、ソフトパワーあるいは国際的影響力の拡大、公共外交の強化、民間資本の利用、グリーンファイナンスの活発化、地方都市の気候変動政策の実施の徹底や

官僚のキャパシティビルディングの強化、海外での途上国支援プログラムの実施などの領域や目的において、非国家アクターや民間資本の役割が重視され始め、この点でボトムアップからの気候変動対応の強化が一定程度期待できるとしている。

中国における2つの炭素目標、すなわち2030年までにCO₂の排出量をピークアウトさせることと、2060年までにカーボンニュートラルを達成することに関して、前者の目標については、2015年に宣言された2030年までのCO₂排出ピークアウト目標については達成の見通しは比較的明るいと考えられるとし、その理由として、2015年以前より、一部研究では2025年前後のピークアウトが可能であることが示されており、ピークアウト目標は十分に達成見込みのある目標として国際的に宣言されたものである点を挙げている。また後者の炭素目標に関しては、中国にとって難易度のある目標と考えられるが、達成に向けたロードマップは作成中であるものの、今後40年間にわたる長期目標でもあるために見通しは不確かであるとしている。

しかし、最新の情報として、2021年4月19日の国家発展改革委員会の見解として、カーボンニュートラルに向けた今後の取り組みとして、以下の8点が挙げられたとしている。①産業構造の最適化と高度化を推進し、産業のグリーン化と低炭素化のレベルを継続的に向上させる、②エネルギー構造を強力に調整し、再生可能エネルギーによる代替を実行する、③エネルギー消費のダブルコントロール（総エネルギー消費量と強度のコントロール）システムを堅持・改善し、重点分野での省エネに全力を尽くす、④科学技術研究の努力を高め、グリーン技術や低炭素技術を促進して大きなブレークスルーを達成する、⑤政府と市場の両方が力を発揮し、グリーン・低炭素政策システムと市場ベースのメカニズムを改善する、⑥生態系の保護と回復を強化し、生態系の炭素吸収能力を高める、⑦全国民に省エネを推進し、グリーンで低炭素な生活の新しいトレンドを創造する、⑧国際的な交流と協力を強化し、緑のシルクロードの建設を促進し、世界の気候と環境のガバナンスに参加しリードする。

またカーボンニュートラルの実施に向けて、2021年7月30日に開催された中国共産党中央政治局の会議では、キャンペーン的な「炭素削減」を是正し、準備ができてから実施することを促し、高排出・高エネルギー消費のプロジェクトの盲目的な開発を断固として抑制することが提起された。しかし、気候変動対応が国内のアクターによる政策実施と深く関わるようになった現在では、環境権威主義体制の特徴である実施面での困難が今後も生じることが予想される。

3. 本論文の評価

以上、本論文の内容に関する検討を通じて、また最終試験での口頭試問の結果を通じて、以下のように評価できる。

本論文の特徴は、主に1980年代後半から2015年のパリ会議後にまでいたる中国の気候変動外交に関して、気候変動レジーム形成における欧米諸国の視点と中国の視点を理論的に整理し、とりわけこれまでの研究では利用されてこなかった中国側の資料を駆使しながら、気候変動外交を視軸として国際関係における中国のアイデンティティと国益追及の変遷の軌跡を辿るという点にある。そ

の点で、本論文は中国の気候変動外交に焦点を合わせた本格的な研究となっており、今後、世界第1位の温室効果ガス排出国、世界第1位のエネルギー消費国となっている中国の気候変動外交における対応を研究・検討するうえできわめて示唆的な意味をもっているといえる。これまで著者は、中国の気候変動政策に関する先行研究の考察や、中国の気候変動政治に関する研究を行ってきた経緯があり、また中国の気候変動外交を中国の国内政治との関連でも取り上げており、このような基礎的な研究の成果が本博士学位請求論文に結実しているといえる。さらに著者は、6年近くにわたる中国清華大学社会科学学院政治学系博士課程（単位取得）の在学中の研究を通じて中国の環境外交政策のみならず中国政治一般についての幅広い知識を習得し、そのことがこの研究成果につながったといえることができる。

最終試験では、本論文の内容に関して質疑応答がなされ、そこではいくつかの質問、意見、課題が出されたが、これらに対して明解に回答されていた。開陳された主な質問、意見、課題としては以下のようなものがあった。

第1に、気候変動レジームに関してはこれまで欧米諸国がレジーム形成に主導権を有してきており、中国はその修正を試みるという構図であったように思えるが、その点に関してもう少し詳しく言及すべきであったのではないか。また論文の論述が第1章から第3章までは日本語と欧文論文を使用しながらある意味で客観的な記述になっているのに対して、第4章以下の後半部分は中国語の文献を多用している点で記述がやや中国寄りの観点からの分析になっているという印象を与えている。

第2に、中国の気候変動外交の分析においては、もう少し中国の国内政治の変容、国内アクターに注目しながら環境外交について論述した方がよかったのではないか、中国の清華大学の環境センター長は中国の環境大臣を務めた人物なので、そうした事例を取り上げた方がよかったのではないか、中国における環境関連のシンクタンクの役割に注目した方がよい、また環境外交に関する政府関連の文書が少ないので、環境外交や気候変動政策のブレインへのインタビューによって補完できるところがある。

第3に、パリ協定におけるNDCを実現するための中国の具体的なロードマップについてはどうか、炭素削減あるいはカーボンニュートラルという目標を実現する上で中国における中央と地方の格差にどのように対応するか。

本論文に関するいくつかの課題も提起されたとはいえ、これらの指摘は決して論文の価値を下げたものではない。審査委員全員から、全体としてきわめて優れた論文という評価を得た。

4. 結論

本論文は、最終試験で指摘されたいくつかの課題を残しているとはいえ、審査員の間ではきわめて優れた論文であるという一致した評価を得た。博士学位論文に関する知識、中国政治あるいは環境外交という専門分野に関する知識、研究に関する学問的・社会的意義、最終試験での口頭試問に対する明解かつ理論的な回答という点で優れており、学位請求論文として十分な水準に達している

ものと評価でき、したがって博士の学位を与えるに十分値するものと認める。